

# 三重県地域公共交通計画策定基礎調査業務 仕様書

## 1 目的

本業務は、三重県における地域公共交通の維持・確保を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年11月27日施行）に基づき、地域交通のマスタープランとなる「三重県地域公共交通計画」の令和5年度の策定検討に向け、三重県の公共交通に係る現状と今後の課題を詳細に整理するための調査を令和4年度に実施するものである。

## 2 業務名

三重県地域公共交通計画策定基礎調査業務

## 3 履行期間

契約締結日から令和5年3月29日（水）まで

## 4 業務内容

### （1）公共交通の現状整理

既存の統計データや委託者が提供する資料等を基に、県内の地域公共交通等の現状等を把握し、令和5年度に予定する三重県地域公共交通計画の策定検討に資する内容として整理を行う。

市町等の関係者に照会が必要な場合は、発注者と協議のうえ実施する。

#### <整理する項目>

- ・人口動態、人口分布、高齢化率などの状況
- ・自家用車保有率、運転免許証返納件数、交通事故発生状況
- ・通勤・通学による人口流動、観光客の入込状況
- ・地域公共交通の現状（運行状況、利用状況など）
- ・県全体の幹線公共交通ネットワーク（幹線バス路線や当該系統に接続するバス路線の現状整理）
- ・公共交通以外の輸送手段の状況（スクールバスなど）
- ・乗換検索、キャッシュレス（交通系ICカードなど）の状況
- ・バリアフリー化の状況（鉄道駅、バス車両、交通結節点）
- ・県内市町の地域公共交通計画の有無及びその内容
- ・公共交通空白地域の状況

### （2）ニーズ、実態等の調査

#### ①県民アンケート調査

日常の移動実態や地域公共交通の利用状況、既存サービスに対する評価・ニーズ、今後

の利用意向等を把握するため、県民を対象としたアンケート調査を実施する。

アンケート調査は、県民5,000人程度を対象とし、郵送配布・郵送回収により行うものとし、回収した調査票について、入力及び集計を行いとりまとめる。

アンケート調査内容等の詳細については、予め発注者と協議のうえ決定する。

## ②利用者の移動実態の分析

①で把握した移動特性やニーズについて、各種データ（ビッグデータ（携帯電話GPSデータ等）、国勢調査結果など）を活用することにより有効な分析を行う。

分析方法については、予め発注者と協議のうえ決定する。

## ③交通事業者へのヒアリング

①の結果等を踏まえ、交通事業者に対するヒアリングを行い、公共交通の現状・問題点、将来の見通し等について状況を把握する。

## （3）課題、方向性等の整理

（1）及び（2）の結果を踏まえ、地域公共交通が直面している状況や問題点を明らかにし、三重県における地域公共交通にかかるニーズ、課題、今後の方向性等を整理する。整理にあたっては、令和5年度に策定検討を予定している「三重県地域公共交通計画」の基本方針、数値目標、主要施策を視野に入れたものとする。

## （4）当協議会への支援

当調査内容の報告等を行う場である三重県地域公共交通協議会の開催（2回程度開催を想定）に必要な資料を作成するとともに、協議会等の場への出席、説明など協議会運営に関して必要な支援を行う。

## （5）打合せ協議

業務着手時、中間時（3回程度）、最終納品時の計5回程度打合せ協議を行う。

## 5 業務体制等

受注者は、委託契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュールを作成し、発注者の承認を受けること。

また、業務の履行に当たっては、発注者と常に綿密な連携を図り、重要な判断が必要な場合は、予め発注者の承認を受けること。

## 6 成果物の提出等

### （1）成果物

本業務の成果物は以下のとおりとし、使用の詳細は協議の上決定する。

①業務報告書（A4版）2部

②調査報告書（A4版、カラー）2部

③調査報告書概要版（A3版、カラー）2部

④ ①～③を記録した 電子媒体（CD-R）一式

※電子媒体については①から③それぞれをPDFおよび加工可能なデータ形式（ワード、エクセル等）で作成し、提出すること。

## （2）納入場所

〒514-8570 三重県津市広明町13（三重県庁2階）

三重県地域連携部交通政策課内

## 7 想定スケジュール

項目	日程
公共交通の現状整理、調査等	契約締結日から令和4年11月
中間とりまとめ	令和4年11月
課題・方向性の整理	令和4年12月～令和5年2月
当協議会への支援	契約締結日から令和5年3月において開催する協議会 (2回程度の開催を想定)
報告書のとりまとめ	令和5年2～3月

## 8 著作権の取扱い等

(1) 本委託契約の実施により生じるすべての著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利を言う。以下同じ）については、無償で発注者に帰属するものとする。

(2) 受託者は、本委託業務にかかる著作権者人格権を有する場合においても、これを行行使しないものとする。

(3) 第三者の著作権、その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金額に含まれるものとする。

なお、第三者からの異議申し立てや紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

(4) 発注者の地位が承継された場合、本契約当事者の地位も承継されるものとする。

## 9 業務の継続が困難になった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の解除ができる。この場合、発注者に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) 災害その他の不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰すことができない事由によ

り業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

## 10 その他

- (1) 見積もりには製作費など全ての経費を含めること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。
- (3) 発注者は、受託者が本業務を実施するに当たって必要と認められる資料を無償で貸与する。受託者は、提供を受けた資料が不要となったときは、遅滞なく発注者に返還すること。
- (4) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (5) 受託者が（４）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県が定める「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び不明な事項が生じた場合には、その都度発注者と受託者が協議のうえ、決定するものとする。